

公 示

個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について

制 定	平成 27 年	1月 13 日
一部改正	平成 27 年	9月 25 日
一部改正	令和 6 年	1月 15 日
一部改正	令和 6 年	5月 8 日
一部改正	令和 8 年	1月 30 日

個人タクシー事業の許可並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）申請者に対して実施する法令の試験（以下「試験」という。）の実施方法等を下記のとおり定めたので公示する。

平成 27 年 1 月 13 日

九州運輸局長

記

I. 試験制度

1. 事前試験

許可申請等をする前の者を対象として実施する試験。

2. 申請後試験

譲渡譲受及び相続の認可申請をした者を対象として実施する試験。

II. 事前試験

1. 受験者の資格要件

試験の申込日現在において、次の(1)から(3)のいずれにも該当する者であること。

(1) 有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有し

ていること。

- (2) 年齢が65歳未満（人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可申請にあっては80歳未満）であること。
- (3) 「個人タクシー事業の申請事案の審査基準（平成13年12月4日九運公第35号。以下「審査基準公示」という。）」のI. 3. (2) 又はII. 3に適合すること。ただし、同基準中「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。また、同基準の表題を「事前試験の受験に係る運転経歴要件」とし、同項の表中「申請時」とあるのは「試験の申込時」と、「申請する」とあるのは「受験する」と、「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。

2. 受験申込書の受付期間及び試験実施時期

- (1) 受験者は、受験する営業区域を管轄する運輸支局を経由し九州運輸局長あて別添1の受験申込書を提出することとする。
- (2) 受験申込書の受付期間は、毎年次の(3)で定める試験の実施時期に応じた以下の期間とする。
 - ア 4月1日から5月31日まで。
 - イ 8月1日から9月30日まで。
 - ウ 12月1日から1月31日まで。
- (3) 試験の実施時期は、毎年次の各期間におけるいずれかの日とする。
 - ア 7月1日から7月31日まで。
 - イ 11月1日から11月30日まで。
 - ウ 3月1日から3月31日まで。

3. 出題範囲及び設問形式等

別添2のとおりとする。

4. 試験実施後の取扱い

- (1) 試験実施後2週間に目途に、合格者の公表を行うこととする。
- (2) (1)と併せて、合格者に対して別添3の合格証を発行することとする。
- (3) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。
 - ① 合格証の発行日から2年を経過する日
 - ② 年齢が65歳又は80歳に達する日の前日

5. その他

- (1) 受験者に対して受験資格を確認するため、必要な書類の提出を求めることができることとする。
- (2) 試験合格後に1. (3)に該当していないことが判明した場合、当該合格は無

効とする。

III. 申請後試験

1. 試験対象者

次の(1)又は(2)に掲げる者を対象に実施することとする。ただし、I. に規定する試験に合格した者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了していない者又は合格が無効とされていない者を除く。

(1) 譲渡譲受の認可申請の場合

譲渡譲受の認可申請者のうち譲受人

(2) 相続の認可申請の場合

相続の認可申請者

2. 試験の実施時期

(1) 譲渡譲受の認可申請の場合

原則として毎年次の各期間のいずれかの日とする。なお、試験は、原則として前回試験の受付締切日の翌日から今回試験の実施日の属する月の前々月の末日までに申請を受け付けた者に対して実施するものとする。

ア 7月1日から7月31日まで。

イ 11月1日から11月30日まで。

ウ 3月1日から3月31日まで。

(2) 相続の認可申請の場合

相続人に対する試験の実施は隨時行うこととするが、(1)の実施時に併せて行うこととする。

3. 出題範囲及び設問形式等

別添2のとおりとする。

4. 試験実施後の取扱い

(1) 試験実施後2週間に目途に合格者に対しては合格通知を発行することとし、その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出又は提示等の日時を明らかにすること。

(2) 不合格者については、速やかに却下処分の手続きを行うこととする。

5. 申請事案の却下処分時における試験合格者の取扱い

(1) 試験合格者にあっては、申請した事案が却下処分となる場合に限り、その却下処分時に別添3の合格証を発行することとする。

- (2) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。
- ① 合格証の発行日から2年を経過する日
 - ② 年齢が65歳又は80歳に達する日の前日

IV. その他

1. I. に規定する試験は、原則として同時に行うこととする。
2. 試験の実施日時、場所については、事前に九州運輸局において公示するとともにI. 1. に規定する試験の受験者及びI. 2. に規定する試験の試験対象者あてに通知する。
3. 2. の受験者に対する試験実施通知には、営業区域を記載する。
4. 試験結果は試験実施後2週間に目途に以下の事項について公表することとし、試験問題は試験終了後の持ち帰りを認めることにより公表とする。
 - (1) 受験者数
 - (2) 合格者数
 - (3) 法令試験の最高点、最低点及び平均点
5. 試験に欠席した者は原則として不合格とし、I. 2. に規定する試験の試験対象者に係る申請については、速やかに却下処分の手続きを行うこととする。

附則（平成27年 1月13日 九運公第40号）

1. 本公示は、平成27年4月1日以降に実施する試験から適用する。
2. 福岡交通圏を営業区域とする者に対する「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可申請等の受付期間等について」（平成14年1月23日付九運公福第54号）に基づく平成27年5月実施予定の譲渡譲受に係る法令試験については、当該試験を平成27年3月に実施することとする。
なお、平成26年10月1日から平成27年1月31日までに申請を受け付けた者とする。

附則（平成27年 9月25日 九運公第33号）

1. 本改正は、平成27年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則（令和6年 1月15日 九運公第121号）

1. 本改正は、令和 6年 1月 15日以降に管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（令和 6年 5月 8日九運公第28号）

- 1 本改正は、令和 6年 4月 1日以降に管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから遡及して適用する。
- 2 令和6年度に限り、II. 2. (3) アの規定に基づき実施する法令試験に応じた受験申込書の受付期間については、II. 2. (2) アの規定に関わらず5月31日までとする。

附則（令和 8年 1月 30日九運公第95号）

1. 本改正は、令和8年1月26日以降に管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

別添 1

年　月　日

九州運輸局長 殿

住 所

氏 名

生年月日

受 験 申 込 書

「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について（平成27年1月13日九運公第40号）」I.1.に規定する試験を受けたいため、下記のとおり申込みします。

記

1. 営業区域

2. 運転経歴（新しいものから記載すること。）

(自) 年月日	(至) 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先 (所属営業所名)	ハイ・タク バス・他

3. 試験通知等の送付先

郵便番号

住 所

氏 名

4. 添付書類

運転免許の種類、運転免許証又は免許情報記録の番号および有効期限を証するに足りる資料の写し

別添2

出題範囲及び設問形式等

法 令 試 験	
出題範囲	別紙のとおり
設問方式	○×方式及び語群選択方式
出題数	40問
配点	1問1点
合格基準	正解率90%以上
試験時間	50分

別添3

個人タクシー試験合格証

氏 名

生年月日

貴殿は、 年 月 日に実施した「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について」 I. に規定する試験に下記のとおり合格したことを証する。

なお、本合格証の有効期限は、 年 月 日までとする。

記

1. 営業区域

年 月 日

九州運輸局長

別 紙

個人タクシーの法令試験問題の出題範囲

出題範囲
1. 道路運送法関係
<p>① 道路運送法 ② 道路運送法施行令 ③ 道路運送法施行規則</p> <hr/> <p>④ 旅客自動車運送事業運輸規則</p> <hr/> <p>⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則</p> <p>⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款</p> <p>⑦ 個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）</p> <p>⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号）</p> <p>⑨ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）</p> <p>⑩ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（九州運輸局の公示及び通達を含む。）</p>
2-1. タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域の場合のみ出題）
<p>① タクシー業務適正化特別措置法</p> <p>② タクシー業務適正化特別措置法施行規則</p> <p>③ タクシー業務適正化特別措置法関係告示・通達</p> <p>④ タクシー乗り場及び乗車禁止地区に関する事項</p> <p>⑤ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（九州運輸局の公示及び通達を含む。）</p>
2-2. タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域以外の指定地域の場合のみ出題）
<p>① タクシー業務適正化特別措置法（第44条から第47条までに限る。）</p> <p>② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第28条から第38条までに限る。）</p>

2－3. タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく指定地域以外の場合のみ出題）

- ① タクシー業務適正化特別措置法（第46条及び第47条に限る。）
- ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第30条から第38条までに限る。）

3. 道路運送車両法関係

① 道路運送車両法

- ・第1条（この法律の目的）　・第11条（自動車登録番号標の封印等）
- ・第12条（変更登録）　・第13条（移転登録）　・第15条（永久抹消登録）
- ・第19条（自動車登録番号標等の表示の義務）
- ・第20条第2項（自動車登録番号標の廃棄等）　・第41条（自動車の装置）
- ・第42条（乗車定員又は最大積載量）
- ・第47条（使用者の点検及び整備の義務）　・第47条の2（日常点検整備）
- ・第48条（定期点検整備）　・第49条（点検整備記録簿）
- ・第54条第1項、第2項（整備命令等）
- ・第57条（自動車の点検及び整備に関する手引）
- ・第58条（自動車の検査及び自動車検査証）
- ・第61条（自動車検査証の有効期間）
- ・第62条（継続検査）　・第66条（自動車検査証の備付け等）
- ・第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）
- ・第69条第2項（自動車検査証の返納等）　・第70条（再交付）

② 自動車点検基準

- ・第1条第1号（日常点検基準）　・第2条第1号（定期点検基準）
- ・第4条（点検整備記録簿の記載事項等）

③ 道路運送車両の保安基準

- ・第29条（窓ガラス）　・第43条の2（非常信号用具）
- ・第43条の3（警告反射板）
- ・第43条の4（停止表示器材）　・第50条（旅客自動車運送事業用自動車）
- ・第53条（乗車定員及び最大積載量）

④ 自動車事故報告規則

- ・第2条（定義）　・第3条（報告書の提出）　・第4条（速報）

⑤ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（九州運輸局の公示及び通達を含む。）